

施設等利用給付認定申請に関する誓約書

【2・3号認定申請のみ】

該当する事由をご確認いただき、同意する場合は「」にチェックしてください。

(1) 就労(月64時間以上)の方

退職した場合、10日以内に退職証明書を提出し、退職日から2ヶ月を経過した日が属する月の末日までに転職後の就労証明書の提出が必要となります。期限までに提出がない場合、2・3号認定対象外となります。

期限どおりに提出いたします。

(2) 求職活動・採用内定の方

求職活動・採用内定の方は、認定期間が2ヶ月間です。継続して認定を受けるためには、認定日から1ヶ月以内に就労し(求職活動の場合は、1ヶ月半以内)、1ヶ月半以内に就労証明書を提出することが条件となります。

期限どおりに提出いたします。

(3) 月64時間未満労働の方

ご提出いただいた就労証明書が月64時間未満労働の方は、就労の要件の基準を満たしていないため、2・3号認定の対象外となります。

ただし、認定日から1ヶ月以内に月64時間以上の勤務をし、1ヶ月半以内に就労証明書を提出する意志がある場合、誓約のうえ、認定期間を求職活動と同様に2ヶ月間として認定します。

以下の誓約がない場合、本申請における2・3号認定の対象外です。

月64時間以上の勤務をし、期限までに提出します。

(4) 育児休業中の方(育児休業取得時に幼稚園等を利用していない場合)

育児休業中の方は、認定期間が2ヶ月間です。継続して認定を受けるためには、認定日から1ヶ月以内に復職し、1ヶ月半以内に就労証明書を提出することが条件となります。

期限どおりに提出いたします。

(5) 出産予定(産前6週・産後8週)の方

出産予定の方は、認定期間が産前6週間開始日を含む月の1日から産後8週間終了日の翌日を含む月の末日までです。継続して認定を受けるためには、保育の必要性の要件を満たしたうえで、事前に変更申請が必要となります。保育の必要性がない場合は、認定期間満了後、2・3号認定の対象外となります。

継続して認定を受ける場合は、事前に変更申請します。

(6) 在学の方

在学の方は、認定期間が在学期間となります。継続して認定を受けるためには、保育の必要性を満たしたうえで、事前に変更申請が必要となります。保育の必要性がない場合は、認定期間満了後、2・3号認定対象外となります。

継続して認定を受ける場合は、事前に変更申請します。

(7) 病気や障害がある方

病気や障害がある方は、認定期間が診断書に記載された診断期間となります。継続して認定を受けるためには、診断期限の翌日から1ヶ月以内にその後の保育の必要性の要件を満たす書類を提出する必要があります。保育の必要性がない場合は、2・3号認定対象外となります。

継続して認定を受ける場合は、期限までに提出します。

上記事項につき、同意いたします。

年 月 日

保護者氏名(父)

保護者氏名(母)